

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(4)	(2)	(5)	(5)	(4)	(3)	(5)	(3)	(1)	(5)

1 社会権 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 判例は、憲法 25 条 1 項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまるとし、同条項の法的性質について枝文の旨述べている（最大判昭 42・5・24）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（憲法 26 条 1 項）。
- (4) 誤り。 警察官や消防職員等は労働三権のすべてが否定されている。しかし、公務員のすべてが労働三権のすべてを否定されているわけではない（国家公務員法 108 条の 2 第 3 項、108 条の 5、地方公務員法 52 条 3 項、55 条）。
- (5) 正しい。 暴力の使用はいかなる場合でも正当な行為ではなく（労働組合法 1 条 2 項ただし書）、判例は、生産管理も違法としている（最大判昭 25・11・15）。

2 国会議員の特権 正解 (2)

- (1) 正しい。 憲法 50 条は、法律の定める場合を除いて、国会の会期中逮捕されないとする。これを受けて国会法 33 条は、院外における現行犯とその院の許諾がある場合を不逮捕特権の例外として定めている。
- (2) 誤り。 判例は、不逮捕特権は、国会議員を会期中訴追することまでを禁止しているわけではないとする（東京地判昭 37・1・22）。
- (3) 正しい。 憲法 51 条は、免責特権を定めている。
- (4) 正しい。 免責特権は両議院の議員に対してのみ認められるものであるから、国務大臣として行った発言は免責の対象とならない。
- (5) 正しい。 憲法 49 条、国会法 35 条。

3 避難等の措置 正解 (5)

- (1) 正しい。 警職法は、警察官の権限に関する一般法であり、災害対策基本法などの特別法により警察官の権限が定められている場合は、これらの規定による措置を講じるべきである。
- (2) 正しい。 警職法 4 条 1 項の警告は、あくまで相手方の注意を喚起し、又は相手方に一定の措置をとるよう指導、勧告等する任意活動にすぎない。
- (3) 正しい。 警職法 4 条 1 項。

- (4) 正しい。 警職法 4 条 1 項。
- (5) 誤り。 警職法 4 条 1 項にいう「危険を及ぼすおそれのある事態」とは、人の生命、身体等に現実的かつ具体的な危害を及ぼすおそれがある場合をいう。

4 国家賠償法 1 条 正解 (5)

- (1) 正しい。 国賠法 1 条 1 項。
- (2) 正しい。 被害者救済の観点から、「職務を行うについて」という中には、公務員が単に職務の外形を利用したにすぎない場合も含まれる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。例えば、行政機関の裁量が濫用となるような場合も、違法性が認められる。
- (4) 正しい。 国賠法 1 条 2 項。
- (5) 誤り。 国家賠償責任の主体は、不法行為をした公務員が属する国又は公共団体であって、不法行為をした公務員自身は、被害者に対して賠償責任を負わない（最判昭 30・4・19）。

5 責任能力 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑法 39 条 1 項）。判例・通説は、精神の障害という生物学的要件と事理弁識・行動制御能力という心理学的要件の双方を考慮している。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑法 39 条 2 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 責任能力の判断は法律判断なので、その評価は裁判所に委ねられている（最決昭 58・9・13）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑法 41 条）。

6 窃盗罪 正解 (3)

- (1) 正しい。 利益窃盗や毀棄罪との区別のため、不法領得の意思が必要である。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（大判大 4・5・21、最判昭 26・7・13）。
- (3) 誤り。 自動車の一時使用の事案につき、判例は、返還意思があっても不法領得の意思があるとする（最決昭 55・10・30）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（大判大 9・2・4）。なお、無断使用后破壊し又は乗り捨てる意思がある場合には、不法領得の意思が認められる。
- (5) 正しい。 毀棄・隠匿する意思の場合には不法領得の意思が否定される（大判大 4・5・21）。

7 文書偽造罪 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。

- (2) 正しい。 枝文のとおり (大判明 43・9・30)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最決平 6・11・29)。
- (4) 正しい。 前半を有形偽造、後半を無形偽造ともいう。
- (5) 誤り。 判例は、同様の事案において、交通事件原票中の供述書は、その文書の性質上、作成名義人以外の者がこれを作成することは法令上許されないものであって、他人の名義使用についてあらかじめ承諾を得ていても私文書偽造罪は成立するとしている (最決昭 56・4・8)。

8 逮捕後の措置 正解 (3)

- (1) 正しい。 刑訴法 203 条 1 項、211 条、216 条。
- (2) 正しい。 犯罪事実の要旨の告知は、被疑者の心身の状態に関係なく、形式的・画一的に行わなければならないものである。
- (3) 誤り。 弁解付与の手続は、専ら被疑者を留置する必要があるかどうかを判断するために行われるものであって、刑訴法 198 条所定の被疑者の取調べではないから、供述拒否権を告げる必要はない (最判昭 27・3・27)。
- (4) 正しい。 刑訴法 203 条 1 項、211 条、216 条。
- (5) 正しい。 刑訴法 203 条 1 項、211 条、216 条。

9 令状による捜索・差押え 正解 (1)

- (1) 誤り。 逮捕状と異なり、捜査の秘密保持や被疑者等の名誉・プライバシーを保護するため、捜索差押許可状には犯罪事実の記載は不要とされる。
- (2) 正しい。 刑訴法 110 条の趣旨は手続の公正や被処分者の人権への配慮にあるから、原則として、事前に令状を提示する必要がある。もっとも、捜索の実効性を担保するため、罪証隠滅のおそれがある場合は、事後の提示が許される。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最決平 6・9・8)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 51・11・18)。
- (5) 正しい。 捜索・差押えの際の写真撮影について実務は枝文のとおり解している。

10 自白法則・補強法則 正解 (5)

- (1) 正しい。 自白の意義は枝文前半のとおり。枝文後半を自白法則という (憲法 38 条 2 項、刑訴法 319 条 1 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 41・7・1)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭 45・11・25)。
- (4) 正しい。 枝文のことを補強法則という (憲法 38 条 3 項、刑訴法 319 条 2 項)。
- (5) 誤り。 判例は、共犯者の自白を被告人の自白の補強証拠とすることを肯定している (最大判昭 23・7・19)。